

地域新電力業務実施計画策定業務委託 仕様書

1 業務名称

地域新電力業務実施計画策定業務委託

2 業務目的

那須塩原市では、地域再生可能エネルギーの活用により地域課題を解決し、エネルギーや経済の地域内循環を達成し、さらに自立したエネルギー供給体制の構築で災害対応力の強化を図ることにより「生き延びられるまち那須塩原」の実現を目指している。また 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、再生可能エネルギーの活用による温室効果ガス排出量の削減も目指している。これらの目的を達成するために地域新電力の活用が有効であると考えている。

地域新電力は電力小売業を主業務とするが、電源や電力の構成、需給バランスの調整、需要家の選択等により様々な事業形態があり、また自治体の関与の在り方など組織形態も一様でない。このように、多くの選択肢がある地域新電力を、市が目的として掲げた事項の達成に資する事業とするために、専門的な知見を有する事業者から適切な助言を得ながら経済性を有する業務実施計画を策定し、かつ事業実施体制の構築をするものである。

3 業務内容

(1) 業務実施計画の策定

業務目的に掲げた事項の達成を可能にする地域新電力の構築に向けて、事業や組織の形態について、十分な経済性を備えて運営できるような業務実施計画の策定を行うこと。

業務実施計画策定において受託者は、電力小売り事業を始めとした電力業界全般にわたる専門知識に加え、他自治体における地域新電力の先行事例の調査やこれまでに実施した地域新電力設立支援の知見に基づき、本市との十分な協議に基づき業務を履行するものとする。

なお、業務実施計画とは、地域新電力構築に係るスケジュール並びに地域新電力の事業コンセプト、事業運営体制、営業方針・販売計画、電源方針・調達計画、事業リスク分析及び資金調達計画をまとめたものをいう。

(2) 事業実施体制の構築及び手続支援

策定した業務実施計画に基づき、令和 4 年度中に地域新電力が事業を開始できるように、以下の項目について、事業の進捗に応じ、必要かつ適切な支援を行うこととする。

- ①地域新電力の事業実施体制の構築
- ②地域新電力設立に係る庁内手続
- ③地域新電力設立に係る関係法令手続

4 地域新電力構築のスケジュール（現時点での想定）

令和3年度中 業務実施計画の策定、地域新電力設立
令和4年度中 電力小売事業の開始

5 留意事項

(1) 令和2年度に実施した地域新電力の事業性評価の結果（地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築事業の一部）を参考にすること。
参照 URL : <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/9725.html>

(2) 本件業務の実施に当たっては以下の視点を重視すること

- ・地域新電力事業における地域関係者の主体性と役割の明確化
- ・地域新電力事業について、地域に裨益する事業形態の構築及び事業運営に関するノウハウの地域への蓄積及び定着
- ・地域新電力事業による地域再生可能エネルギーの継続的活用
- ・地域新電力事業による地域課題解決への貢献

6 履行期間

契約締結の翌日から令和4年1月18日までとする。

7 履行場所

那須塩原市役所ほか

8 委託上限額

本事業に係る委託料の総額は、11,550,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

9 成果物

- (1) 地域新電力業務実施計画書 5部
- (2) 打合せ記録、調査結果及び活用したデータ等(紙媒体) 一式
- (3) 上記(1)、(2)の電子データを保存したCD-R 1枚

10 その他

(1) 本業務は、環境省「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現事業」の補助金活用を想定しており、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化しないことがある。

なお、補助金の選考結果の時期は6月上旬、交付決定の時期は6月下旬予定となっている。

(2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、

- 打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知りえた事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
 - (4) 本業務による成果物は、データを含めて委託者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
 - (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
 - (6) 成果物に契約不適合があった場合は、委託者の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
 - (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により事業を実施するものとする。